

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 20%の特別償却を認める特別措置の適用期限を 2 年間延長する要望を行うもの。</p> <p>○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲16,900 百万円 の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下、「都道府県等」）は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」こととされており、平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたことから、医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つである。安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスを提供することは国の責務である。</p> <p>厚生労働省においては、平成13年5月に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成17年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられた。</p> <p>さらに、平成19年3月には、本会議における集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところである。</p> <p>以上のことから、本制度は、ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等の購入負担を引き続き軽減し、これらの購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>医療事故の再発防止を目的として、平成16年より（財）日本医療機能評価機構において、医療機関自らが分析・検討をした情報を収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う医療事故情報収集等事業が行われており、本事業の平成20年の年報によると、報告がなされた事故の概要内訳として、療養上の世話に関する事故が約39.7%、医療用具等に関連した事故は約10.0%、薬剤に関連した事故は約5.5%に至ることから、国民の生命を守るべき医療機関における医療事故を防止するためには、医療従事者の教育や医療体制の見直しだけでなく、ヒューマンエラーが起きにくい医療機器や万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進することにより医療事故の減少を図り、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を行う必要がある。</p>		
	今回 の 要 望 に 関 連	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりをすること</p> <p>施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p> <p>施策目標3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること</p>
		政策の達成目標	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。
租税特別措置の適用又は延長期間		平成23年4月1日から平成25年3月31日	
	同上の期間中の達成目標	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進し、平成22年度末までに、各対象医療機器等の普及割合を概ね4～5割達成することを目標とし、対象医療機器等を医療機関に普及することにより、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。	

政策目標の
達成状況

本制度の対象医療機器等に関する目標設定は、各対象医療機器等における望ましい普及目標台数の80%を普及させることであり、平成21年度における本制度の延長を要望する際、平成22年度末の各対象医療機器等の目標普及割合は概ね4～5割を目標としたところ。現時点における普及台数及び達成率は以下のとおり。

この指標より、人工呼吸機、医療情報読取照合装置及び分娩監視装置を除く全ての対象医療機器等においては、平成20年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っていることから、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できるとともに、引き続き、普及目標80%の達成に向けて、本制度の延長の意義が評価できる。

また、医療事故の再発防止を目的として、平成16年より（財）日本医療機能評価機構において、医療機関自らが分析・検討をした情報を収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う医療事故情報収集等事業が行われており、本事業へ報告がなされた事故概要の内訳は、平成19年の年報によると、医療用具等に関連した事故は約10.4%、薬剤に関連した事故は約6.2%であるが、平成20年の年報によると、医療用具等に関連した事故は約10.0%、薬剤に関連した事故は約5.5%となっており、医療安全に資する医療機器等に起因する事故発生率は微減しているところ。

以上のことから、本制度によって、ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入が促進され、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が推進されていると評価できる。

	H20年度に推計した 税制優遇対象施設のH22 年度の普及及び実績		税制優遇対象施設のH22 年度普及実績（見込 み）		H22年度 に推計す る望まし い最終的 な普及目 標（台）
	税制優遇 対象施設 でのH15 ～22年度 の販売台 数総計	H20年度に推 計した望ま しい最終的 な普及目標 に対する普 及率（%）	税制優遇 対象施設 でのH15～ 22年度販 売台数総 計（見込 み）	望ましい 最終的な 普及目標 に対する 普及率 （%）	
人工呼吸器	32,938	13.3	32,858	11.7	280,436
シリンジポンプ	85,680	34.6	97,960	34.9	280,436
生体情報モニタ	36,810	14.9	43,430	15.5	280,436
生体情報モニタ連動 ナースコール制御機	400	6.1	1,007	15.8	6,387
自動錠剤分包機	3,848	29.1	4,623	35.4	13,062
注射薬自動払出機	107	1.6	185	2.8	6,531
医療情報読取照合装 置	24,032	24.2	29,442	11.6	253,803
調剤誤認防止装置	5,034	38.1	6,715	51.4	13,062
分娩監視装置	5,417	47.4	5,217	39.7	13,133
特殊寝台	333,795	48.6	751,133	100.3	748,828

注1)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、特殊寝台は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査（厚生労働省医政局総務課）」の国内販売額より推計した結果、平成 22 年度の適用見込みは以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器等</th> <th>特別償却対象台数（台）</th> <th>特別償却対象金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5459</td> <td>28,778</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>22745</td> <td>4,293</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>9897</td> <td>1,875</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ運動ナースコール制御機</td> <td>314</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>1141</td> <td>4,189</td> </tr> <tr> <td>注射薬自動払出機</td> <td>92</td> <td>2,181</td> </tr> <tr> <td>医療情報読取照合装置</td> <td>6,456</td> <td>1,117</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>2350</td> <td>1,293</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>1,096</td> <td>1,169</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台</td> <td>155,000</td> <td>14,667</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>297,762</td> <td>59,726</td> </tr> </tbody> </table>	対象機器等	特別償却対象台数（台）	特別償却対象金額（百万円）	人工呼吸器	5459	28,778	シリンジポンプ	22745	4,293	生体情報モニタ	9897	1,875	生体情報モニタ運動ナースコール制御機	314	164	自動錠剤分包機	1141	4,189	注射薬自動払出機	92	2,181	医療情報読取照合装置	6,456	1,117	調剤誤認防止装置	2350	1,293	分娩監視装置	1,096	1,169	特殊寝台	155,000	14,667	合計	297,762	59,726
	対象機器等	特別償却対象台数（台）	特別償却対象金額（百万円）																																			
	人工呼吸器	5459	28,778																																			
シリンジポンプ	22745	4,293																																				
生体情報モニタ	9897	1,875																																				
生体情報モニタ運動ナースコール制御機	314	164																																				
自動錠剤分包機	1141	4,189																																				
注射薬自動払出機	92	2,181																																				
医療情報読取照合装置	6,456	1,117																																				
調剤誤認防止装置	2350	1,293																																				
分娩監視装置	1,096	1,169																																				
特殊寝台	155,000	14,667																																				
合計	297,762	59,726																																				
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価なため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。</p> <p>なお、平成 22 年 7 月に、(社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会、(社)日本病院会を対象に行ったアンケート調査（調査対象機関数：1000、回答医療機関数：216、有効回答医療機関数：213）において、189 の医療機関中 79 の機関機関（約 42%）が、今後、本制度を利用して医療安全に資する機器等を購入する予定があると答えていることから、医療機関において、当該制度は積極的に利用される有効な施策であると評価できる。</p>																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>なし。</p> <p>ただし、本年、医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療機器等（ただし、高度な医療の提供に資するもの又は承認を受けてから 2 年以内のものに限る。）を取得した場合に、取得価格の 14%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を 2 年間延長要望しているところ。</p>																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>ヒューマンエラーや医療事故の発生状況を正確に把握することは困難であるが、一定確率で発生する性質のものであることから、平成 16 年より、(財)日本医療機能評価機構において、医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う医療事故情報収集等事業（平成 21 年度予算 97,708 千円）が行われているところ。</p> <p>医療事故の再発防止の取組には、より多くの事故事例の収集と分析が不可欠であり、今後も当該事業に参加する医療機関数を増加させるため、事業の参加を呼びかける通知を发出するなどの取組を行っているところであり、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関 273 以外に当該事業に任意で参加している医療機関が増加傾向にあることから、医</p>																																				

療機関における効率的な医療安全対策への取組の推進につながっていると考えられる。

また、平成 13 年より、厚生労働本省及び各地方厚生（支）局において、全国の医療安全管理者等を対象として、医療機関における先駆的な取組や他分野の安全対策について教授を行うとともに、参加病院における個別事例や厚生労働省が提示する事例などの課題に対して、より望ましい安全対策の取組を討議・検討する医療安全に関するワークショップ（平成 21 年度予算 8,444 千円）を開始しているところ。

当該ワークショップへの参加人数は横ばいではあるが、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価できる。

また、平成 18 年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制に対し、新たに診療報酬上の評価を行う医療安全対策加算の措置がなされることとなり、医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療安全体制が促進され医療事故の減少へ貢献しているといえる。

（参考指標）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数（単位：機関）	283 (131.6%)	300 (106.0%)	285 (95.0%)	283 (99.3%)	427 (15.9%)
2	医療安全に関するワークショップの参加人数（単位：人）	4024 (117.9%)	3691 (91.7%)	5179 (140.2%)	4000 (77.2%)	集計中
	医療安全対策加算届出医療機関の割合（%）	—	12.2	15.8	15.8	集計中

※（ ）内は（前年度／毎年度）

- ・指標 1 は、（財）日本医療機能評価機構調べ
- ・指標 1 は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の数であり、各年の 12 月 31 日現在の施設数。
- ・指標 2 は、保険局医療課調べ。なお、医療安全対策加算は、平成 18 年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うとされたものである。そのため、平成 17 年度以前は記載できない。
- ・指標 2 の医療安全対策加算届出医療機関の割合は、「医療安全対策加算届出医療機関数／全国の病院数」により算出した。なお、平成 21 年度の数値については、平成 22 年 9 月頃に集計できる予定。

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

医療事故等情報収集等事業や医療安全に関するワークショップといった予算上の措置は、医療従事者の教育や医療体制の強化を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスを提供することを目的としている。

一方、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい医療機器や万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進し、医療現場において医療安全に

		<p>資する機器の整備が向上することで、医療現場における安全性の確保を図り、効率的で安心かつ質の高い医療サービスを提供することを目的としている。 これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。</p>																																																							
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>医療安全に資する医療機器等は、高額である場合が多いが、必ずしも、高額医療機器等を対象とした特別償却制度における対象取得基準価格 500 万円以上であるわけではなく、高額医療機器等を対象とした特別償却制度における対象高額医療機器の導入だけでは、ヒューマンエラーの防止に資するとは言い難く、医療安全に資する政策目的は達成されない。 また、医療事故等情報収集等事業や医療安全に関するワークショップといった予算上の措置により、医療従事者の教育や医療体制の強化を図ることは重要であるが、それらの支援策と併せて、それらの支援策だけでは防ぎにくい医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少には、医療安全に資する医療機器等が有効である。 医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図るには、これら支援策を複合的に推進していく必要があり、本制度は政策目的に照らし妥当であるといえる。</p>																																																							
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>租税特別措置の適用実績について、推計したものは以下のとおり。 なお、租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数について、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、特殊寝台は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計を行った。</p> <p style="text-align: right;">※単位：台数</p> <table border="1" data-bbox="549 1265 1481 1966"> <thead> <tr> <th>対象医療機器等</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度 (見込み)</th> <th>平成 22 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,501</td> <td>5,466</td> <td>5,473</td> <td>5,459</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>16,925</td> <td>15,952</td> <td>20,611</td> <td>22,745</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>7,610</td> <td>8,309</td> <td>9,067</td> <td>9,897</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ連動 ナースコール制御機</td> <td>190</td> <td>406</td> <td>273</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>617</td> <td>480</td> <td>1,071</td> <td>1,411</td> </tr> <tr> <td>注射薬自動払出機</td> <td>28</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>医療情報読取照合装置</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> <td>6,300</td> <td>6,456</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>901</td> <td>707</td> <td>1,707</td> <td>2,350</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>1,144</td> <td>1,106</td> <td>1,062</td> <td>1,096</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台</td> <td>141,282</td> <td>132,573</td> <td>161,893</td> <td>161,893</td> </tr> </tbody> </table>	対象医療機器等	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (見込み)	平成 22 年度 (見込み)	人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459	シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745	生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897	生体情報モニタ連動 ナースコール制御機	190	406	273	314	自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411	注射薬自動払出機	28	3	62	92	医療情報読取照合装置	6,000	6,500	6,300	6,456	調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350	分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096	特殊寝台	141,282	132,573	161,893	161,893
対象医療機器等	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (見込み)	平成 22 年度 (見込み)																																																					
人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459																																																					
シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745																																																					
生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897																																																					
生体情報モニタ連動 ナースコール制御機	190	406	273	314																																																					
自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411																																																					
注射薬自動払出機	28	3	62	92																																																					
医療情報読取照合装置	6,000	6,500	6,300	6,456																																																					
調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350																																																					
分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096																																																					
特殊寝台	141,282	132,573	161,893	161,893																																																					

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本来、ヒューマンエラーや医療事故は発生しないことが最も望ましいが、ある一定の確率で発生することは避けられない性質のものである。そのため、医療安全の観点からヒューマンエラーが起きにくい医療機器や万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進することで、その発生確率が下がり、医療安全のボトムアップや良質かつ質の高い医療サービスの提供を図ることができる。</p> <p>上記アンケート調査において、本制度を利用したことのある医療機関 43 機関のうち、本制度の医療安全に対する効果について効果があると答えた医療機関は 26 機関（約 60%）であり、また、本制度が縮小した場合に医療機関の経営に多大な影響が生じると答えた医療機関数は 21、医療安全に資する機器等の購入が困難となり医療安全の質が低下すると答えた医療機関数は 16 であったことから、本制度が安心かつ質の高い医療サービスの提供に効果があるといえる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 22 年度末までに、各対象医療機器等の普及割合を概ね 4～5 割達成することを目標とし、対象医療機器等を医療機関に普及することにより、対象医療機器等が関連すると考えられる場面での医療事故報告件数の減少や、もしくは死亡及び障害残存の可能性が高い医療事故発生割合の減少を目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 16 年より、医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、（財）日本医療機能評価機構が収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を行っており、年々、安全文化の意識の向上等により、報告医療機関（平成 21 年 12 月において、対象医療機関は報告義務対象医療機関は 273 機関、任意参加の参加登録申請医療機関は 427 機関）からの事故報告件数は増加しているところ。今後も医療事故の報告件数は増加することが見込まれており、医療事故の報告件数と発生件数とは必ずしも同じではないといえる。</p> <p>そのため、本事業の医療事故報告件数から医療事故の発生状況について、一概に判断することは困難である。</p> <p>また、本事業は全ての医療機関を対象としていないため、医療事故の減少の把握は難しい。以上のことから、医療事故の減少を定量的に把握することは困難である。</p> <p>その上で、上記欄にして示している現時点における普及台数及び達成率指標では、シリンジポンプ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台については、前回要望時の目標である普及率概ね 4～5 割を達成している。</p> <p>一方で、それら以外の対象医療機器等については、前回の目標を達成できていないが、生体情報モニタ、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機においては、平成 20 年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っていることから、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できるとともに、引き続き、普及目標 80%の達成に向けて、本制度の延長の意義が評価できる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>○平成 13 年度税制改正要望 「院内安全管理システムの取得に係る特別償却制度の創設」 新規：未成立</p> <p>○平成 15 年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等：人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、</p>

生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台

- 平成 17 年度税制改正要望
「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」
 - 延長：2 年間
 - 拡充：新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置（輸液ポンプを除外）

- 平成 19 年度税制改正要望
「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」
 - 延長：2 年間
 - 拡充：未成立（輸液ポンプ）

- 平成 21 年度税制改正要望
「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長・拡充」
 - 延長：2 年間